

国立大学法人大分大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月1日制定
平成16年規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第5条第2項の規定により、国立大学法人大分大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員の中から経営協議会において選出された者 7人
 - (2) 教育研究評議会評議員（学長を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者 7人
- 2 前項に規定する委員が国立大学法人大分大学長の選考に関する規程（平成27年規程第31号）第5条第1項に規定する選考候補者となったときは、委員を辞さなければならない。
- 3 前項の規定により委員が欠員となった場合においては、直ちに補充するものとする。

(審議事項)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関すること。
- (2) 学長の解任に関すること。
- (3) 学長の任期に関すること。
- (4) 学長の業績評価に関すること。
- (5) 学長の職務執行状況に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ第2条第1項第1号の委員については経営協議会の委員、同条同項第2号の委員については教育研究評議会評議員の任期とする。

(議長)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第6条 学長選考・監察会議の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 学長選考・監察会議の議事は、別に定めのある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 学長選考・監察会議の会議は、委員の代理の者による出席を認めないものとする。

(選考)

第7条 学長の選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(解任)

第8条 学長の解任に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(業績評価)

第9条 学長の業績評価に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(職務執行状況の報告)

第10条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めるものとする。

- (1) 監事から、学長が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める報告があったとき。
- (2) 国立大学法人大分大学長の解任に関する規程（平成28年規程第11号）第2条に規定する解任申出の事由に該当するおそれがあると認めるとき。

(事務)

第11条 学長選考・監察会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、最初の学長選考会議においては、学長が招集する。

附 則（平成17年規則第1号）

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

附 則（平成17年規則第7号）

この規則は、平成17年4月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規程第9号）

この規則は、平成19年9月7日から施行し、この規則による改正後の第1条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第3号）

この規則は、平成22年3月8日から施行する。

附 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第13号）

- 1 この規則は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、改正前の国立大学法人大分大学学長選考会議規則第2条第1項第3号の規定により学長が指名した理事については、改正後の同号の規定により理事の中から役員会において選出された者とみなす。

附 則（平成27年規則第14号）

この規則は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（平成２８年規則第３号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規則第１４号）
この規則は、平成２９年１２月１９日から施行する。

附 則（令和３年規則第１２号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。